



® 平成30年 1月26日(金)

No. 14615 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [157] (1)



157

「包装デザイン」著作権侵害損害賠償請求事件

—東京地裁平成28(ワ)23604.平成29年11月30日(民46部)判決<請求棄却>—

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

〔キーワード〕商品包装のデザイン、デザインの著作物性(美術の著作物)、デザインの類否、デザインの使用と改変、証拠としての複製物

本件は、①別紙原告デザイン目録記載1~26の商品包装デザイン(以下、「原告デザイン」と総称し、個別のデザインを同目録記載の名称に付された番号〔1~22〕に従い「原告デザイン1」などという。)を製作した原告が、原告デザインを被告が改変して別紙被告デザイン目録記載1~25の商品包装デザイン(以下、「被告デザイン」と総称し、

【事案の概要】

1 事案の要旨

Patent Attorneys
KUZUWA & PARTNERS
葛和国际特許事務所

	副所長	弁理士	塩崎 進	所長 弁理士	葛和 清司*	杉江 頭一
	弁理士	木村 伸也, Ph.D.		弁理士	小田切 美紗	
	弁理士	矢後 知美*		弁理士	松浦 綾子	
	弁理士	大栗 由美		弁理士	千野 櫻子	
	弁理士	木羽 邦敏		弁理士	前田 正夫	
	中国弁理士	鄭 益鴻		常任顧問	法元 琢也	
	技術顧問	R. Sankaran, Ph.D.		技術顧問	高河原 芳子, Ph.D.	

*付記弁理士登録済

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階
TEL 03(5321)6761 FAX 03(5321)6760
E-Mail info@kuzuwa.com URL <http://www.kuzuwa.com>

個別のデザインを同目録記載の名称に付された番号〔1～22の2〕に従い「被告デザイン1」などという。)を作成した行為及び食品メーカーに対して納入した行為が、原告の著作権(複製権、翻案権及び譲渡権)及び著作者人格権(同一性保持権)の侵害に当たる、②別紙原告絵画目録記載1及び2の筆及びレモンの各絵画(以下、「原告絵画」と総称し、同目録記載1の絵画を「原告筆絵画」、2の絵画を「原告レモン絵画」という。)を製作した原告が、本件訴訟手続において被告が当該絵画を複製して作成した文書を証拠として提出した行為が原告の著作権(複製権)を侵害すると主張して、被告に対し、民法709条、著作権法114条3項に基づき、損害賠償金1111万7277円(上記①につき1069万1217円、上記②につき42万6060円)及びこれに対する不法行為の後の日(上記①につき訴状送達の日翌日である平成28年7月27日、上記②につき請求の拡張申立書送達の日翌日である平成29年8月24日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実(根拠を括弧内に示す。)

(1) 当事者

原告Xは、昭和63年頃からデザイン等を業として請け負っているデザイナーである(争いのない事実、甲79)。

被告(朋和産業株式会社)は、紙、セロファン、ポリエチレン及びビニールの印刷、加工、販売等を目的とする株式会社であって、包装フィルムの製造委託を受けている(争いのない事実)。

(2) 原告によるデザインの作成

原告は、原告絵画を製作し、また、平成24年7月頃から平成27年9月頃までの間に、被告から注文を受け、食品の包装デザインとして原告デザインを製作した(争いのない事実)。

(3) 被告の行為

被告は、原告デザインの一部を改変し、被告デザインを作成した(原告デザイン16の1～3、17の2、20の2、22を除き争いのない事実)。また、被告は、平成29年1月16日に原告絵画を

複製し、他の複数の絵画も複製した上で、これらを掲載した文書(乙93、97)を作成し、同年3月8日の本件第4回弁論準備手続期日において提出して、「原告主張の「創作的表現」に獨創性、美的鑑賞の対象となり得る美的特性が認められないこと等」を立証する目的で証拠として取り調べるよう申し出た(当裁判所に顕著な事実)。

3 争点

- (1) 原告デザインの著作物性
- (2) 原告デザインと被告デザインの類否及び依拠性
- (3) 原告デザインの被告による使用又は改変に対する原告の承諾の有無
- (4) 原告から被告に対する著作権譲渡の有無
- (5) 原告絵画の複製の裁判手続における必要性及び相当性
- (6) 損害額

【判 断】

事案に鑑み、争点(3)及び(5)から判断する。

1 争点(3)(原告デザインの被告による使用又は改変に対する原告の承諾の有無)について

(1) 括弧内の証拠(〔〕は直前に示した証拠の関係ページ番号を示す。以下同じ。)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、昭和63年又は平成元年頃からデザイン会社からデザインや版下作成等の仕事を請け負うようになり、平成3年頃から平成23年3月頃まで、同社の専属デザイナーとして勤務し、同社が食品会社等の顧客から依頼を受けた商品の包装デザインの作成等に従事していた。上記期間中、顧客の指示によって原告が作成したデザインにつき修正作業が必要になったときは、デザイン会社を通じて原告に対して修正の依頼がされ、原告は、その修正作業を行っていたが、原告の仕事量が輻輳している場合にこの修正作業を他人に委ねたこともあった。(甲79、原告本人〔1～3〕)

イ 原告は、被告に対し、平成24年7月上旬頃、被告から依頼を受けて包装デザインの作成をしたい旨の希望を述べ、その頃、被告担当者